

2022年11月11日

「研究倫理宣言」(案) パブコメにお寄せ頂いたご意見と回答

日本生命倫理学会理事会

2022年4月15日付けで、情報委員会を通じて会員の皆様に「研究倫理宣言」(案)に対するパブコメを募集(5月末締切)させて頂きましたところ、5名の会員からご意見をお寄せ頂きました。

その後、Zoomによる理事会で検討を重ね、お名前は公表せず、個人が特定されるような情報が記載されないよう配慮した状態で、それぞれのご意見に理事会としての回答をお示しすることとなりましたので、以下に記させて頂きます。

※尚、5名の方からのご意見につきましては、ひとつひとつのご意見に回答する形式を基本としましたが、お一人で複数のご意見をお寄せくださった方もおられますので、他の方のご意見と内容的に重複すると思われるものはひとつにまとめたり、また上述のようにお寄せくださった会員が特定されるような記載については抽象化や表現を改める等の加工を致しておりますことを、ご了承頂きたくお願い申し上げます。

=====

Q1. どのような問題・課題があつて、いかなる検討母体(理事会・委員会・作業部会など)で検討された結果として今回の宣言案が出されたのか、何の説明もないので宣言案に対する意見も出せないが、説明がないということが「説明責任」の観点から問題があるという意見としたい。

A1. パブコメを募集しました際には、その経緯についての説明資料等も添付しておりませんでしたので、当然のご意見と存じます。なるべく簡潔にお答えします。他学会等には研究公正や研究倫理に関する学会としての「姿勢」を示した「宣言・規定」等が存在しているが、倫理を冠する学会である生命倫理学会には、そのようなものがなく、また過去の学術大会においても会員による「望ましくはない行為」と思われる事案が生じたりしていたことから、総務委員会において本件の検討を開始して欲しいとの代表理事からの指示を受け、2021年6月25日開催(以下全てZoom)「総務委員会」で議論を重ねておりました。その後、同年7月7日、10月15日、11月19日の総務委員会を経て、11月27日開催の理事会において、この度、会員の皆様にご提示しました「研究倫理宣言」(案)の原案が理事会として承認されました。翌年2022年1月6日開催臨時理事会において、本件が総務委員会から理事会へ所掌が移行したことを踏まえ、2022年3月30日理事会において、会員に向けてパブリックコメントを募集する方針が決まり、4月15日付けで配信させて頂いたという経緯となります。

Q2. 会員による不正行為等の予防のために、研究の公正さや研究倫理の遵守を訴えかけることにどれほどの実効性があるのか疑問である。

A2. ご指摘の通りと思います。単に「宣言」をカタチばかりに表明しても、会員ひとりひとりの行動変容に実効性のある教育効果は望めないとの点につきましては、総務委員会、理事会でも議論になりました。

そこで、総務委員会、理事会での議論の基本軸としましては、1) まずは学会としての「基本姿勢」を示す「宣言」を、できるだけシンプルなものとして策定することを優先する、2) いわゆる「二重投稿」や「カラ出張」といった個別具体的な事案等は現時点では検討の対象とはせず、また学会発表時に生じた問題等に関しても「懲罰的」にではなく「教育・支援的」な対策を基本とし、その施策をどのように実行していけるのかに関するアイデアについては総務委員会としてブレーストーミング的に検討する、3) したがって、生命倫理学会としては「罰則」を設けるような「倫理規程」のようなものは作成しない方向で、なおかつ「通報窓口」のようなものを設置することも（少なくとも現時点では）検討しない、という方針としました。その上で2) に関しましては、以下のような「施策案」が提案されておりましたことを、以下【参考資料】として転載させていただきます。

※尚、今後どのように下記の内容を実行に移すか等についてはまだ具体的には検討しておりません。

【参考資料】2021年6月25日開催「総務委員会」議事録からの抜粋

<「教育・支援的」アプローチの具体的施策案>

((大会期間「中」、あるいは「前後」))

- ・学会としてはむしろ「罰する」規程のようなものを策定するのではなく、例えば学会の大会企画のひとつとして、若手研究者を対象とした「研究倫理・研究公正に関するセッション」を設けるとか、どこかの委員会（企画委員会？）などがそうした「教育企画」を考える方が、会員にとっても建設的な話になるのではないか。
- ・海外の学会では、学会期間中に教育的セッションがあり、雑誌の編集者等の講演を受けて、質疑も可能なので、普段聞けないことも聞けたりするなどメリットも大きい。期間中だと参加できないという問題については、大会期間の前後、例えば「プレ企画」といったように前泊・後泊するような形式で開催すれば、他のセッションに出られないということは避けられる。
- ・他には期間中や前後ではなく、発表が採択されたら、大会が始まる1ヶ月ぐらい前まで頃に「はじめて学会発表される方」向けにZoom等で企画をする、というのも一案。
- ・また「若手」よりも「ベテラン」であっても、新しい指針等の改正にフォローできていない等のこともあるので、年齢・経験を問わず、広く会員諸氏に向けた企画も重要。
- ・何らかのミス（エラー）が起こるときには、その当該個人のヒューマン・エラーという側面が全くないとは言えないが、「学ぶ機会が保障されていない」という側面に着目すれば「システム・エラー」として捉えるべきであり、To Err is Humanという観点に立って、学会としては「支援する」という姿勢でこういう案件には臨むべき。

((大会期間「外」、e-learning等の活用))

- ・学会期間中に、教育セッションを開催するのもひとつの方策だが、その時間に他のセッションに参加できなくなるというデメリットもあるため、既存の研究倫理に関する教育素材を利用して、ホームページから閲覧できるようなものを常設しておくのはどうか？
- ・生命倫理学会の会員で、研究倫理の教育の機会が確保できない場合は、そのような教育ツールを使ってもらえることも可能と思うが、ただし、これらのツールの多くは自然科学系の研究が主であるため、人文系の研究、特に研究データが人からの検体ではなく、文献などの場合等、研究で扱うデータによっても研究倫理への意識が異なり、研究倫理として学ぶことが望ましい内容が異なってくる。

※『科学の健全な発展のために ―誠実な科学者の心得』（グリーンブック）

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

→グリーンブック「はじめに」

「人文・社会科学から自然科学までのすべての分野の研究に関わる者(本書では「科学者」と称しています)が、どのようにして科学研究を進め、科学者コミュニティや社会に対して成果を発信していくのかといったことについて、エッセンスになると思われる事柄を整理しまとめたものです。」

※「APRIN eラーニングプログラム」<https://www.aprin.or.jp/e-learning/eaprin>

「本 eラーニングプログラムの教材は、文部科学省の平成 24 年度「大学間連携共同教育推進事業」で採択された 5 年間のプロジェクト「研究者育成の為の行動規範教育の標準化と教育システムの全国展開」（代表校：信州大学、連携校：東京医科歯科大学、福島県立医科大学、北里大学、上智大学、沖縄科学技術大学院大学）および NPO 法人日米医学教育コンソーシアムにより、米国の英語版教材を骨格として、日本の法律・指針その他に沿って作成されました。平成 29 年度より、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が引き継ぎ、教材の作成および改訂を行っています。」

JST コース(1) (生命医科学系) /JST Course (1) Biomedical

JST コース(2) (理工系) /JST Course (2) Engineering

JST コース(3) (人文系) /JST Course (3) Humanities

- ・上記のように「人文・社会科学系」もカバーした e-learning プログラムが公開されているので、生命倫理学会会員にも、学会ホームページに「紹介ページ」を設けたり、メーリングリストで案内する等して受講を促し、学会発表のエントリーに際して、例えば「申し込みフォーム」に、「研究倫理に関する e-learning 受講歴」という欄を設け、どのプログラムを受講したかを記入してもらう、ということも一案か？（「受講修了証」まで提出を求めるかどうかは要検討）。

Q3. 英訳を提示していただきたい。正直なところ、原案は一文あたりの文字数が多く、長すぎて理解しにくい。そもそもここで研究倫理と言ったときに、“research ethics”のことなのか、“research integrity”のことなのか、判断としない。そこで英訳を同時に提示していただければ、和文原文の意味も理解しやすくなるほか、英語圏の研究者との交流にも役立つことが期待できる。

A3. ご指摘、ありがとうございます。本来でしたら「英訳」も同時に検討すべきとのご意見は、誠にその通りと思います。また今回の「宣言」が「研究倫理」なのか「研究公正」なのか不明瞭であるとのことですが、この点は原案作成の段階でも非常に悩んだ点でありました。議論の方向性としましては、どちらかという「FFP を中心とした研究公正」に軸足を置いたもの、という意識ではありました。しかし、この点はまだ不十分な状態であることはまったくその通りですので、今回の「宣言」案につきましては、もし会員の皆様にご承認頂けたとしても、あくまでも「暫定版」とさせて頂き、できるだけ早期にあらためて学会として「研究倫理・研究公正に関する宣言策定に関するワーキンググループ」のようなものを、既存の委員会組織とは別に設置し、本格的な議論を再スタートすることを理事会として検討しております。

Q4. 研究倫理だけを守れば良いのか？ 今般、「研究倫理宣言」(案)が提示されたが、日本生命倫理学会会員は研究倫理を遵守さえすれば良いのだろうか。倫理の研究者であるからには、当該研究者の日常生活全般について、倫理的な態度が求められるものではなかろうか。すなわち、日本生命倫理学会会員は、研究倫理を遵守するだけでなく、日常生活においても倫理的に正しい、高潔な態度で臨むべきであろう。たとえば、生命倫理

研究者は一般に刑法に抵触すると考えられる行為は行ってはならないし、一步進んで、刑法に抵触する疑いをもたれる行為も慎むべきであろう。あるいは生命倫理研究者は自らの生活圏に居住・通勤する人々との間で不和となるような不道徳あるいは迷惑な行為は差し控えるべきであろう。原案は「研究公正(FFP 等)を中心とした研究倫理」に関する学会としてのポリシーではあるが、研究倫理の遵守の前の大前提として、良識・見識ある市民としての生命倫理研究者を目指すという人格の涵養に関する記載が欲しいところである。

A4. ご意見、ありがとうございます。今回の案では「FFP を中心」としておりますことから、どちらかと言えば「研究行為」のみを念頭に置いておりますが、この点に関しては、他の会員からも同様のご意見を頂戴しておりますので、「どこまで踏み込んだ行動規制を盛り込むか(研究者としてのみなのか、市民生活全般においてもなのか)」については、先述しましたあらためて設置する「ワーキンググループ」において検討できればと考えております。

Q5. 宣言案の文中にある「自らの行為」とは、研究(教育)行為に限定されるでしょうか。それとも、日々の生活者としての行為も含んでおりますでしょうか。続けて「倫理的責任」と出てきますが、自らの行為を研究(教育)行為に限定する場合は、倫理的責任以前に「科学的責任」も有すると考えますので、「自らの研究・教育行為に科学的・倫理的責任を有する」と修文することを提案します。

A5. 上述の会員の方からのご意見にも関連しますが、今回は「研究者としての責任」を念頭においております。ですが今後、あらたに再検討する際には、この点についてはさらに明確な文案を検討したいと思っております。また「倫理的責任」以前に「科学的責任」を有するという点につきましては、「科学的根拠に基づかない研究行為は、非倫理的である」という本邦の臨床研究法や指針においても明記された考え方もあり、その意味では「倫理的責任には、科学的責任が内包されている」という意見もありますので、この点については、今回は原案のままとさせて頂きたく存じます。

Q6. 宣言案の文中にある「ロールモデル」とは、徳のある人物になれ、という趣旨でしょうか。続けて文中では「ロールモデルとなり得る倫理規範の創出を目指す」とありますが、規範を創出ことが本宣言のゴールなのでしょうか。規範を創出するというのは、具体的にどのようなことを意味しているのでしょうか。意図しているところが理解できず、修文をご提案するに至りませんが、宣言の目的(ゴール)を学会員が共有できぬままポリシー策定に至ることは懸念を抱きます。

A6. 今回策定しました原案においては、会員諸氏に対し「徳のある人物であること」を求めている意図はありません。但し、「ロールモデル」という用語には、ご指摘のように「個人として模範となる人物」という意味合いがあることも事実ですので、会員おひとりおひとりにそのような「模範的な人間」であることを求めているのではなく、例えば「ビジネスモデル」という表現もあるように、「個々人」ではなく「政策モデル」という意味合いであることが、もう少し分かりやすく伝える工夫は必要であると受け止めさせて頂きました。是非、この点も今後ブラッシュアップを図りたいと思っております。

Q7. 最終的に宣言するのが「倫理規範の創出を目指すこと」であれば、【日本生命倫理学会「倫理規範創出宣言】がよいかもしれませんが、これも何を意味しているのか分かりにくいですので、ご提案するに至りません。

A7. タイトルに対する改善案のご検討、ありがとうございました。今後のワーキンググループでの検討の際に参考にさせていただきます。

Q8. 「研究倫理」の用語は、「被験者保護」の領域との混同を避けるため、より適切な用語(あるいは具体的な表現)に変えることを希望します。そのためには、具体的なゴールの設定が不可欠です。

A8. 他の会員の方からのご意見にもありました通り、「研究倫理」と「研究公正」というタームの異同も含め、今後さらに検討が必要と感じておりますが、他学会等のタイトルも参考にしつつ、現時点では「研究公正を包含した研究倫理」という意味合いで、「研究倫理宣言」というタイトルでひとまずは提案させて頂きましたが、後述しますように、法人化をめぐっても「生命倫理学会のアイデンティティ」を今一度再確認すべき時期に学会自体も直面しておりますので、しっかり「学会の顔」のひとつともなります「宣言」ですので、より適切な「タイトル」を今後も検討して参る所存です。

Q9. 原案のタイトルですと何を宣言しているのか不明慮だと感じます。特に「FFP しない宣言」のように受け止められる可能性もあり、本文で主張する事項との整合が取れていないようにも感じます。

A9. このあとの Q10 のご意見とも関連しますが、今回の原案の意図としましては「FFP をしない」という消極的な姿勢ではなく、後述しますとおり「RCR」も意識したつもりではありました。しかし、その意図は原案では十分、会員の皆様にも伝わるものではなかったという点につきまして反省するとともに、そのような RCR も意図しているのであれば、「研究倫理宣言」というタイトルだと益々、内容との整合性を欠いた状態になっているのではないかとのご指摘、誠にありがとうございます。この点も今後の再検討課題とさせていただきます。

Q10. FFP と QRP だけが問題なのか？ FFP と QRP を避けるという消極的な研究倫理のあり方(いわば、法に触れなければ何をしても良いという考え方)ではなく、研究者自らが進んで公正で倫理的な研究をしようという積極的な研究倫理のあり方が必要であろう。これは言うまでもなく、responsible conduct of research(RCR)を本文中で謳うべきであるという提案である。

A10. この点につきましても、総務委員会の議論においても重要な論点となっております。ご意見をお送りくださった会員の方が求めておられる「水準」には、到底およんでいない文案かとは存じますが、以下に委員会において審議した際の資料のごく一部で恐縮ですが、【参考資料】として転載致します。ご覧頂ければお分かりのように検討に際しては、FFP、QRP のみならず、ご指摘の RCR を意識しようという方針のもとに、今回の「宣言」案を策定したところでしたが、不十分であると認識しておりますので今後設置される「ワーキンググループ」でより良い文案へ改訂し、ご意見を反映したいと考えております。

【参考資料】2021年11月12日開催「総務委員会」議事録からの抜粋

いわゆる「倫理規程」ではない「研究公正（FFP等）を中心とした研究倫理」に関する学会ポリシー原案

⇒「規程」ではない「ポリシー」とすれば、例えば教育社会学会のような「宣言」とする？

=====

日本生命倫理学会「研究倫理宣言」（原案の原案の原案？）

日本生命倫理学会会員は、本学会の目的である「生命倫理に関する諸問題の研究（科学技術一般と倫理との関係の研究、関連する社会的課題の研究および関連分野の学際的総合研究）の推進を図ること」に努め、人間の尊厳を重視し、学問水準の維持向上に努めるのみならず、生命倫理という「いのち」の根幹にかかわる営みを対象としていることを深く自覚し、自らの行為に倫理的責任をもたなければならない。

会員は、学問的誠実性の原理にもとづき、正直であること、公正であることに努め、他者の権利とその成果を尊重しなければならない。

会員は、専門家としての行為が、個人と社会に対して影響があることを認識し、責任ある行動をとらなければならない。学会および会員は、この宣言を尊重して行動し、宣言の精神を広く浸透させるよう努めなければならない。

20XX年X月X日
日本生命倫理学会

=====

※「赤字」以外は、日本教育社会学会「研究倫理宣言」をほぼそのまま踏襲。

⇒香川代表理事からは「FFPを中心に」というご意向だったが、「研究倫理宣言」というスタイルにする際には、FFP（あるいはQRP）よりも、どちらかと言うと「RCRを「高らかに宣言する」といったニュアンスになる？

⇒やはり関連学会を見渡すと「FFP（QRP）」は「倫理規程」というカタチで策定されている・・・。

特定不正行為(RCR, QRP, FFP)と研究倫理

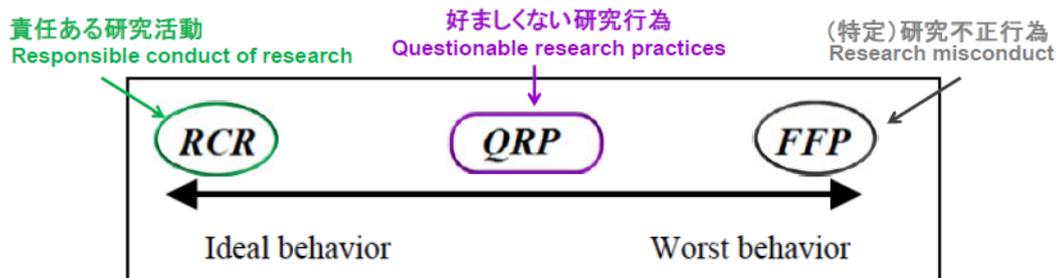
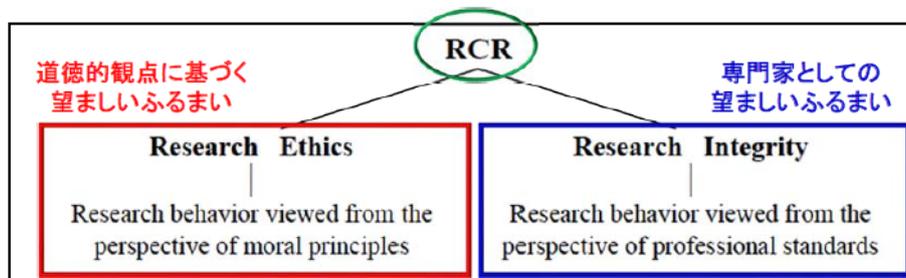


Fig. 1. Current framework for Defining Research Behaviors



「研究倫理」

Fig. 2. Research ethics vs. research integrity

「研究倫理／研究公正」

Nicholas H. Steneck, Fostering Integrity in Research: Definitions, Current Knowledge, and Future Directions, Science and Engineering Ethics (2006) 12, 53-74 より改変

※FFP・QRPを盛り込んだ「宣言？」的なものにするとしても、そもそもFFP・QRPの内実は「べからず集（≡してはいけないこと）」という側面があるため、そこから「規程」という表現型に結び付きやすく、「～はしないこと・致しません」という「行為禁止」的文章となり、果ては「してしまった場合は罰する」という可罰型表現になりやすい。

<FFPの一例>

=====

○宮崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程
(趣旨)

この3つはFFPだが、そのあとに続く「それら以外の…不適切な行為…社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの」という定義は、おそらくQRPと言えるが、あまりにも抽象的で曖昧。

第1条 この規程は、宮崎大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研究上の不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、**捏造、改竄、盗用**又は**それら以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの**をいう。

(2) …… 以下省略

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

=====

文部科学省ガイドラインにおける「不正認定」

P17～「4. 特定不正行為の告発に係る事案の調査」より抜粋・要約

4-3. 認定

(3) 特定不正行為か否かの認定

② 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不~~存在~~など、**本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。**ただし、その責によらない理由により、上記の要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。**分野特性に応じた合理的な保存期間や、所属した研究機関が定める保存期間を超えることによる場合についても同様とする。**

③ 上記(2)の説明責任の程度及び②の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、**調査委員会の判断にゆだねられる。**

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」より(平成26年8月26日文部科学大臣決定)

平成18年のガイドライン以降、不正告発に対する立証の責任は研究者側にあることが明確化されている。

→ しかし「基本的要素」の範囲や、保管期限に関する取扱いについては、ガイドラインには明記されない(一律に決められない)。

<QRPの一例>

=====

○日本教育社会学会「倫理規程」

この部分は「FFP」

第6条 研究不正の禁止等

- 1〔**捏造・改ざん**の禁止〕会員は、研究にあたっては、理由の如何を問わず、データを捏造し、または改ざんしてはならず、また、取得したデータの適切な保管および管理に努めなければならない。
- 2〔**剽窃・盗用**の禁止〕会員は、研究のオリジナリティを尊重しなければならない、また、理由の如何を問わず、他人の研究を剽窃し、または盗用してはならない。

第7条 その他の不正行為の禁止

- 1〔**研究資金の適正な取り扱い**〕会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。
- 2〔**発表倫理の遵守**〕会員は、**二重投稿**、**ギフト・オーサーシップ**（研究に実質的な関与のない者を著者とする）、**ゴースト・オーサーシップ**（研究に重要な関与のある者を著者から外すこと）その他の発表倫理に反する行為をしてはならない。
- 3〔**利益相反の禁止**〕会員は、所属機関、資金提供者、情報提供者等との間で、本規程に反する契約をし、または約束をしてはならない。

=====

⇒教育社会学会は「研究不正」≡**FFP**と定義し、「その他の不正行為」≡**QRP**としており、QRPの対象としては、上記の3つ（「発表倫理」の内実としては、二重投稿、ギフトもしくはゴースト・オーサーシップ）を取り上げているが、そもそも「QRP」の定義自体非常に難しく「好ましくない研究行為（QRP）」と言っても・・・

1. 意味のない研究をする（Meaningless research）
2. 先行研究の不十分な調査、不正確な引用（Inaccurate reference）
3. サラミ論文（"Salami Slicing" of research）
4. 本質的でない共著（Gift authorship）
5. 勇み足、誇大宣伝（Overblown advertising/Overconfidence）
6. 指導者＝被指導者関係、ハラスメント（Harassment, etc）
7. 対象者への配慮（Animal ethics/Informed consent）
8. 意図的な遅滞（Neglect/Retardation）
9. 利益相反（Conflict of interest） などなど・・・

上記の他にも、以下のようなマージナルな問題もある。

- 著作権問題と剽窃（unintentional plagiarism & copyright violation）
 - どこまでが引用として許されるか？
- 引用の問題（inappropriate/irrelevant reference/quotation）
 - 本質的でない（不要な）引用、不適切な引用
 - 適切な引用をしないこと（elimination of competitors' paper）
- 二重投稿（duplicate/multiple submission）
 - self-plagiarism はどこまで許されるか、許されないか
 - 学会発表の論文化は？
- Authorship 問題
 - 何をもって gift/ghost/honorary authorship と判断するのか？
- 実験データの扱い（data trimming）
 - 異常値・異例値（outlier/abnormal value）の扱い、
 - calibration か本実験か？（incorrect calibration）
 - データ改ざんとまではいかない修正
 - 少数データに基づく結論（insufficient data/note keeping）

※FFPであれ、QRPであれ、その定義が極めて困難であり（確かにFFPに関しては「特定」不正行為という意味では比較的定義は明確ではあるにしても）、結局は、いわゆる「べからず」としての「**予防倫理 (preventive ethics)**」に留まるものでしかなく、文体としてもどちらかと言うと「倫理規程」のような「禁止」条文になってしまう傾向があり、結果的に「罰則」を設けたり「調査」をどうするか等の「懲罰的」な方向に陥りやすい。

※生命倫理学会としては、香川代表理事のご意向にもあったとおり「倫理規程」のような「禁止」条文を策定するのではなく、その意味ではどちらかと言うと、もうFFP・QRPのような（消極的な）研究不正は「しない」のは当然（≒大前提）という姿勢で臨み、むしろRCRをベースとした「宣言」として、「**志向倫理 (aspirational ethics)**」を目指すことを明確に打ち出してはどうか？

⇒「倫理規程」のようなものではなく、できるだけシンプルな「研究倫理宣言」を作成するという方針が採択され、副委員長の板井が「原案の原案」を作成することになり、メールで全委員に以下の「案」を送付した。

その上で、11月19日開催予定の総務委員会までに、各委員から意見を募り、次回委員会で「最終案」を確定することとなった。

=====
日本生命倫理学会「研究倫理宣言」（原案）

日本生命倫理学会会員は、本学会の目的である「生命倫理に関する諸問題の研究（科学技術一般と倫理との関係の研究、関連する社会的課題の研究および関連分野の学際的総合研究）の推進を図ること」に努め、人間の尊厳を重視し、学問水準の維持向上に尽力するのみならず、生命倫理という「いのち」の根幹にかかわる営みを対象としていることを深く自覚し、自らの行為に倫理的責任をもたなければならない。

会員は、研究上の不正行為である捏造・改竄・剽窃・盗用（FFP）は言うに及ばず、その他のいかなる不適切な行為（QRP）も行ってはならない。倫理を冠する学会として、禁止行為の遵守といった消極的で懲罰的な倫理水準に甘んじることなく、人文・社会科学、自然科学、医科学等、さらには市民参加の視座を含めた高い学際性を有する本学会の特性を活かし、価値の多様性に対する理解と寛容さを重視し、人類のみならず、あらゆる「いのち」ある存在にとって積極的で主体的な、ロールモデルとなり得る倫理規範の創出を目指すことを、ここに宣言する。

20XX年X月X日
日本生命倫理学会

Q11. もし「宣言」を策定するというのであれば、本文はすべて「…します」という宣言型の表現を採用してはいかがでしょうか。本文中の「…もたなければならない」「…行ってはならない」という表現は、「～ねばならない」という禁止型で、会員に命令する形となり、また、「会員の中には不心得者がいる」ということが含意されます。この文書が市民に対して、学会の姿勢を示す目的があるのでしたら、信頼構築の醸成にはつながりにくいと考えます。

A11. ご指摘、ありがとうございます。意見の分かれるところと存じますが、総務委員会、理事会では、過去において現に「望ましくない行為」があったことも事実ですので、それに対するメッセージとしては「禁止系」の表記となりましたが、「言うに及ばず」と原案に記すことで「当然のこと」「前提」としたうえで、「命令される」以前に自ら主体的に遵守頂くことを意図したところでした。しかし、この点も表記としてはまだまだ創意工夫を要するところであると認識しておりますので、今後さらにより適切な表現に改めることをワーキンググループ等で重ねて参ります。

Q12. 宣言の前段(前文)では、学会員(生命倫理学のプロフェッション)として、「自分達は何者であるか、生命倫理学を通じて何を指すか、学会として大事にすべき価値はどこにあるか(価値観は何か)」という部分をまず確認する必要があると考えます。そのうえで、本文において、生命倫理学のプロフェッションとして、取るべき行動基準を宣言する宣言文につなげてはいかがでしょうか。

A12. 非常に重要なお意見をありがとうございました。先述しました通り、「生命倫理学会とは何者であるか?」という学会のアイデンティティに関して、他学会のようにしっかりとした学会としての「ワーキンググループ(あるいはタスクフォース)」メンバーを招集し、議論を深化させた上で「策定」すべきではないかというご意見は、大変本質的で、極めて重要なお意見であると受け止めております。今後は、「法人化」の案件も控えておりますので、あらためて生命倫理学会の「目的」も見直し、それを踏まえた上で「宣言」に関する検討を行う「ワーキンググループ(タスクフォース)」を立ち上げ直すことを検討しております。その上で、今回の「研究倫理宣言」(案)につきましては、あらたな作業部会によって「改定案」が出るまでの間に限定して「暫定」的にご承認頂くことを、理事会としての方針とさせて頂きました。

以上となります。